

鳥獣対策優良活動表彰実施要領

(令和8年9月4日付け8農振人第21号)

1. 目的

野生鳥獣による農作物被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、更には森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害、車両との衝突事故等の被害ももたらしており、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。

このような中、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）」に基づき市町村が作成した被害防止計画に基づく取組が全国的に展開されている。

また、平成28年には法が一部改正され、被害防止施策の実施に関し、顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとされているところである。

このため、全国や地域の農村地域等において鳥獣被害防止又は捕獲した鳥獣の食肉（ジビエ）、ペットフード、皮革等（以下「ジビエ等」という。）への利活用等（以下「鳥獣対策」という。）に取り組み、地域への貢献が顕著である個人又は団体を表彰し、これらの取組事例を広く紹介することにより、更なる鳥獣対策の普及・強化及び現場における効果的な鳥獣対策の推進を図ることを目的として鳥獣対策優良活動表彰を実施する。

2. 表彰者

農林水産大臣、農林水産省農村振興局長

3. 実施主体

農林水産省

4. 表彰点数

農林水産大臣賞 2点以内

（被害防止部門（個人・団体）又は捕獲鳥獣利活用部門（個人・団体））

農林水産省農村振興局長賞 6点以内

（被害防止部門（個人・団体）又は捕獲鳥獣利活用部門（個人・団体））

5. 表彰対象者

表彰対象者は、全国や地域で鳥獣対策に貢献している以下の個人又は団体とする。なお、鳥獣対策の活動が、概ね5年以上継続的に行われていることを条件とする。

（1）個人

個人については、市町村の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）の隊員若しくは実施隊の活動に協力している者又は都道府県や市町村の地域で活動している者であって、都道府県内の市町村や集落等において鳥獣対策への的確な指導・助言又は継続的な参加により、地域への貢献が顕著であると認められるものとする。

なお、表彰対象者には、都道府県、市町村等の行政担当者を含むものとする。

(2) 団体

団体については、実施隊、実施隊と連携し活動している団体、都道府県や市町村と連携して活動している団体又は全国的な活動をしている団体とする。

6. 応募方法

(1) 都道府県による推薦

応募しようとする者（自薦・他薦を問わない）は、別紙1の応募用紙に必要事項を記入し、都道府県の鳥獣被害対策担当部署に提出するものとする。なお、応募の内容が複数の都道府県にまたがる活動の場合は、農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課に相談するものとする。

都道府県は、必要に応じて市町村等からの意見を聴いた後、別紙2の推薦調書を添付した上で、農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課に提出するものとする。

この場合、北海道にあっては直接、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を経由して、その他の都府県にあっては地方農政局を経由して、それぞれ提出するものとする。

(2) 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー又はジビエ利活用コーディネーターによる推薦

農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知）第2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。）又はジビエ利活用コーディネーター（ジビエ利活用コーディネーター登録制度実施要領（令和4年1月5日付け3農振第2081号農村振興局長通知）第2に規定するジビエ利活用コーディネーターをいう。）（以下「アドバイザー等」という。）は、選定の対象者を推薦することができるものとする（ただし、アドバイザー等が自らを推薦することを除く）。

この場合、アドバイザー等は、応募期間中に別紙1及び2を農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課に提出するものとする。

7. 選賞審査

(1) 表彰候補者を適正かつ円滑に選定するため、鳥獣対策に関し学識経験等を有する委員で構成する審査委員会を設置する。

(2) 審査委員会の委員は、農林水産省農村振興局長が委嘱するものとし、審査委員会の長（以下「委員長」という。）は、委員の互選によりこれを定め、審査委員会の議事運営を行うものとする。

(3) 審査委員会は、都道府県及びアドバイザー等から提出のあった内容を別紙3-1又は3-2の審査基準に基づき審議を行い、表彰候補者を選定するものとし、委員は、委員の関係団体等が応募者となった場合は、その審査から外れる。

(4) 審査委員会の審査内容は非公開とし、委員は委員会における審査内容等を外部に漏らしてはならない。また、その他審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定めるものとする。

(5) 表彰候補者として選定された後、応募内容についての虚偽又は表彰の対象としてふさわしくない行為があったと認められた場合は、表彰を取り消すことがある。

8. 表彰事例の普及

鳥獣対策の推進に資するため、表彰事例については、農林水産省ホームページに掲載するなど広く紹介するものとする。

令和〇年度鳥獣対策優良活動表彰応募用紙

1. 応募者の概要

(1) 応募部門

被害防止部門（個人・団体の別）又は捕獲鳥獣利活用部門（個人・団体の別）

(2) 氏名・名称（ふりがな）

(3) 代表者役職及び氏名（ふりがな）（団体の場合のみ）

(4) 住所・電話番号

(5) 主な組織概要・事業内容等（個人の場合は職業と主な取組内容）

2. 活動地域の概要（被害の概要）

- ・地域の一般的な概況（位置や気候）
- ・農業生産額や作付面積など地域の農作物生産の状況
- ・鳥獣による農作物被害の概況（いつ頃から、どのような鳥獣によって、どのような被害が、どの程度発生し、現在に至るか。）

取組開始時（又は開始前）及び直近4カ年度での被害金額、被害面積

（単位：千円又は万円、a 又は ha）

	取組開始時 (又は開始前)	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
(鳥獣種名)					
(鳥獣種名)					
(鳥獣種名)					
(鳥獣種名)					
(鳥獣種名)					
地域全体の 合計被害金額					
被害面積					

※上位5鳥獣種の取組開始時（又は開始前）及び直近4年度分以上の被害金額を記載。

※被害面積は、取組開始時（又は開始前）及び直近4年度分以上必要に応じて、活動地域の合計面積とするが、必要に応じて、作物別、鳥獣種別、集落別等で記載。

3. 活動の動機、活動開始時期、発展過程

4. 活動の内容

応募部門の審査基準に沿った（１）から（５）の項目について、応募者が取り組んでいる活動内容を年度や数値を含めて記載。（各項目の例を参考に応募部門に係る活動の内容を具体的かつ詳細に記載願います。）

ア. 被害防止部門

（１）地域一体的な活動

例）① 生息状況の把握

生息調査、集落環境診断の実施等、集落マップの作成、被害防止計画の作成、他の集落や市町村との連携等

② 生息環境管理

緩衝帯の整備、放任果樹の除去等に係る合意形成の取組、実施体制・実施方法・役割分担、実施状況、他の集落や市町村との連携等

③ 被害防除

追い払い、侵入防止柵の設置状況等に係る合意形成の取組、実施体制・実施方法・役割分担、実施状況、他の集落や市町村との連携等

④ 個体数調整

捕獲方法、捕獲数の推移等に係る合意形成の取組、実施体制・実施方法・役割分担、他の集落や市町村との連携等

⑤ 鳥獣被害対策実施隊の設置

実施体制、役割分担、活動内容、他の集落や市町村等の人材の活用等

（２）技術上の工夫

例）① 生息状況の把握

生息調査、集落環境診断の実施等に係る技術上の創意工夫（技術開発を含む。）、ICT等の先端技術・機器の活用等

② 生息環境管理

緩衝帯の整備、放任果樹の除去等に係る技術上の創意工夫（技術開発を含む。）等

③ 被害防除

追い払い、侵入防止柵の設置状況等に係る技術上の創意工夫（技術開発を含む。）、ICT等の先端技術・機器の活用等

④ 個体数調整

捕獲方法、捕獲数の推移等に係る技術上の創意工夫（技術開発を含む。）、ICT 等の先端技術・機器の活用等

⑤ 鳥獣被害を軽減するための営農管理技術の導入等

（３）人材育成活動

例）① 地域における被害防止活動の担い手育成活動等

狩猟免許取得のための講習会の開催、担い手（地域のリーダーや、捕獲従事者等）に対する捕獲技術、柵や緩衝帯の設置・管理等に係る講習会の開催、OJT の取組等

② 農業技術（ICT 技術等）の普及啓発等

③ 人材育成活動に係る他の集落や市町村等と連携した取組等

（４）普及啓発活動

例）① 地域住民等に対する対策技術の普及啓発活動等

講習会や外部講師等を招いた研修会、先進地視察の実施等

広報や情報誌等による紹介、学校等への出前授業、交流会やイベントの実施等

② 他の集落や市町村等の先進地域の視察、視察の受入れ等広域的な取組等

他集落や他市町村に対する説明会の開催や講演の実施、外部視察の受入れ、先進地域の視察の受入れ等

（５）継続的な活動

例）① 活動を継続的に実施するための工夫及び仕組みづくり等

被害防止活動と地域活性化の取組の連動、再生させた耕作放棄地等からの販売収益の利用、広域での資金募集を含む住民による基金の創設等

② 他の集落や市町村等との連携等

注１：（１）から（５）の取組の裏付けとなる参考資料（契約書の写し、要領、新聞、入力データの打ち出し、カタログ、図面、写真等）を添付すること。

注２：その他特徴的な取組があれば、（１）から（５）の項目を踏まえて追加記入すること。

イ．捕獲鳥獣利活用部門

（１）地域一体的な活動

例）① ジビエ等利活用の取組が地域住民との合意形成の下、実施されている等

② 鳥獣被害対策実施隊との連携

実施体制、役割分担、活動内容、他の集落や市町村等の人材の活用等

③ 捕獲活動とジビエ等の処理加工・販売を一体的に実施する体制の構築、他の集落や市町村と連携した取組等

（２）技術上の工夫

例）① 国や都道府県独自の制度による認証の取得（又は、取得予定）や、国のガイドラインや独自に定めたより高度な基準に基づく衛生管理等の実施、衛生管理の強化に向けた工夫等

② 処理加工や安全性の確保、品質向上に向けた工夫及び技術開発等

③ ICT 等の先端技術や機器の活用及び処理加工技術の高度化等

④ 地域の実態に応じたジビエ等利活用の技術や地域活性化に繋がる商品開発上の創意工夫等（技術開発、商品開発を含む。）

（３）人材育成活動

例）① ジビエ等利活用等の担い手育成活動等

担い手（処理加工の技術者や、ジビエに適した捕獲から施設搬入までの衛生管理の知識を有する捕獲従事者等）に対する講習会の開催、OJT の取組等

② 人材育成活動に係る他の集落や市町村等と連携した取組等

（４）普及啓発活動

例）① 地域住民等に対するジビエ等利活用に係る技術の普及啓発活動等

衛生管理等に係る講習会や外部講師等を招いた研修会、先進地視察の実施、他の集落や市町村等からの研修の受入れ等

広報や情報誌等による紹介、学校等への出前授業、ジビエの給食利用、交流会やイベントの実施等

② 他の集落や市町村等の先進地域の視察、視察の受入れ等広域的な取組等

他集落や他市町村に対する説明会の開催や講演の実施、外部視察の受入れ、先進地域の視察の受入れ等

③ 全国的にジビエ等利活用に貢献する取組等

住民向けのイベントでのジビエの提供やワークショップでの広域的なジビエ等利活用等

(5) 継続的な活動

例) ① 活動を継続的に実施するための工夫及び仕組みづくり等

ジビエ及びその加工品の需要・消費拡大、衛生管理の強化に関する取組、ペットフード・動物園での利活用、肉以外（皮・骨）等の利活用等

② 処理加工施設の整備等（他の集落や市町村からの受入れ、他の集落や市町村の施設の利用を含む。）

③ 他の集落や市町村等との連携等

注1：(1) から (5) の取組の裏付けとなる参考資料（契約書の写し、要領、新聞、入力データの打ち出し、カタログ、図面、写真等）を添付すること。

注2：その他特徴的な取組があれば、(1) から (5) の項目を踏まえて追加記入すること。

5. 活動の成果

(例)

- ・活動の定着化及び地域内外への波及
- ・農作物被害金額、被害面積等の軽減
- ・地域活性化への貢献、地域の所得向上に係る貢献 等
- ・耕作放棄地の解消

(単位：a 又は ha)

	取組開始時 (又は開始前)	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
面積					

- ・捕獲頭数の推移

(単位：頭 (羽・匹))

	取組開始時 (又は開始前)	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
(鳥獣種名)					

・捕獲鳥獣利活用の推移

(単位：頭(羽・匹)、%)

	取組開始時 (又は開始前)	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
(鳥獣種名)	(頭数)				
	(割合)				

(注) 全国で活動する応募者は、本応募に係る各地域ごとの活動に伴う成果を記載する。

6. 今後の活動方向

7. その他

・活動に関する参考資料

(記載に当たっての留意点)

・別添参考資料「記載に当たっての留意事項」を参照

別紙2

鳥獣対策優良活動表彰推薦調書

1. 都道府県名（又はアドバイザー等氏名）

2. 推薦事例（氏名・名称）

3. 推薦理由

注：推薦理由は、別紙3の審査基準に留意し、400字以内で記入してください。

○推薦に当たっての確認事項

注：推薦に当たって、以下の項目の実施について確認してください。※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

チェック	確認項目
☐	※捕獲を行う場合（該当しない□） ・捕獲個体の処理に当たっては、捕獲者の安全及び捕獲個体にできる限り苦痛を与えない方法に配慮している。
☐ ☐	※食肉利用をしている場合（該当しない□） ・食品衛生法に基づく衛生管理計画を作成し、実施している。 ・「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」に基づき処理を行っている。
☐	※豚熱感染確認区域で捕獲されたイノシシを出荷する場合（該当しない□） ・「豚熱感染確認地域におけるジビエ利用の手引き」に基づき出荷している。
☐	※原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限地域でジビエを出荷する場合（該当しない□） ・「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき出荷している。

審査基準（被害防止部門）

審査項目	審査基準
地域一体的な活動	・地域住民の合意形成の下、被害防止の活動が行われている。 ・鳥獣被害対策実施隊の設置が行われ、活動の強化に対して貢献している。 ・他の集落や市町村等との連携による広域的・効果的な活動が行われている。 - 等
技術上の工夫	・地域の実態に応じた被害防止の技術の創意工夫（技術開発を含む。）が行われている。 ・ICT 等の活用等、捕獲技術等の高度化に取り組んでいる。
人材育成活動	・被害防止の担い手（地域のリーダーや捕獲従事者等）の育成活動が行われている。
普及啓発活動	・被害防止の技術の普及のため、講習会や研修会等を通じた普及啓発を積極的に実施している（研修等を自ら行う、研修等の受入れを行う等） ・他の集落や市町村等の先進地域の視察、視察の受入れ等広域的な取組を実施している。 - 等
継続的な活動	・被害防止の活動が概ね 5 年以上継続的に行われている。 ・活動を継続的に実施するための工夫がなされている。 ・他の集落や市町村等と連携等の取組を実施している。
活動の成果	・被害防止の活動が被害金額の軽減や地域の活性化等につながっている。 ・被害軽減の結果、耕作放棄地の解消等の波及効果が生じている。 - 等

注 1：応募者が個人の場合は、地域の取組に対する指導・助言の内容、地域全体の活動における役割、貢献内容をもって審査する。

注 2：継続的な活動については、被害防止の活動の期間が 5 年以上を基本に、4 年以上の活動までを対象とする。

審査基準（捕獲鳥獣利活用部門）

審査項目	審査基準
地域一体的な活動	・地域住民の合意形成の下、ジビエ利活用の活動が行われている。 ・鳥獣被害対策実施隊との連携により、活動の強化に対して貢献している。 ・捕獲鳥獣利活用等に当たり、捕獲活動とジビエ等の処理加工・販売を一体的に実施する体制が構築されている。 ・鳥獣対策に取り組む他の集落や市町村等との連携し、広域的・効果的な活動が行われている。 等
技術上の工夫	（衛生管理の強化） ・国や独自の認証を取得（取得予定を含む。）している。国のガイドラインや独自の基準に基づく衛生管理や衛生管理の強化に向けた工夫が行われている。 （その他技術的な工夫） ・地域の実態に応じたジビエ等利活用の技術や地域活性化に繋がる商品開発上の創意工夫（技術開発を含む。）が行われている。 ・ICT 等の活用等、処理加工技術等の高度化に取り組み、品質向上に向けた工夫が行われている。 等
人材育成活動	・全国的なジビエ等利活用等の担い手（処理加工の技術者や、ジビエに適した捕獲から施設搬入までの衛生管理の知識を有する捕獲従事者等）の育成活動が行われている。 等
普及啓発活動	・捕獲鳥獣利活用の技術の普及のため、講習会や研修会等を通じた普及啓発を積極的に実施している（研修等を自ら行う、研修等の受入れを行う等）。 ・他の集落や市町村等の先進地域の視察、視察の受入れ等広域的な取組を実施している。 ・全国的にジビエ等利活用に貢献する取組を行っている。 等
継続的な活動	・捕獲鳥獣利活用の活動が概ね5年以上継続的に行われている。 ・活動を継続的に実施するための工夫がなされている。 ・他の集落や市町村等と連携等の取組を実施している。 等
活動の成果	・捕獲鳥獣利活用の活動が被害金額の軽減や地域の活性化等につながっている。

	・捕獲鳥獣利活用等が、捕獲従事者の意欲向上や地域資源としての活用につながっている。 - 等
--	--

注１：応募者が個人の場合は、全国や地域の取組に対する指導・助言の内容、関係する地域全体の活動における役割、貢献内容をもって審査する。

注２：継続的な活動については、捕獲鳥獣利活用の活動の期間が５年以上を基本に、４年以上の活動までを対象とする。

別添参考

記載に当たっての留意点

1. はじめに

過去の応募用紙において、概念的、情緒的に記載されており、具体的な取組の評価が困難であるものが一部散見されたことから、今後の申請に当たっては、以下の事項に留意して要領に定める応募用紙（別紙1）を作成していただくようお願いします。

2. 「応募者の概要」について

応募部門については、応募者の取組及び意向に基づき、被害防止部門又は捕獲鳥獣利活用部門のいずれかを選択して応募すること。

被害防止部門にあつては地域の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）との関係や実施隊における役割、捕獲鳥獣利活用部門にあつては実施隊との関係を、具体的かつわかりやすく記載。

また、応募者自身の主な組織概要若しくは事業内容を記載すること。個人の場合は、職業と主な取組内容を記載すること。

3. 「活動地域の概要（被害の概要）」について

- ① 地域の一般的な概況（位置や気候など）を簡潔に記載。
- ② 農業生産額や作付面積など地域の農作物生産の状況を記載。
- ③ 鳥獣による農作物被害の概況（いつ頃から、どのような鳥獣によって、どのような作物に対する被害が、どの程度発生し、現在に至るのか。）を具体的に記載。

4. 「活動の動機、活動開始時期、発展過程」について

- ① 活動を始める前の被害対策がどのようなものであったのかを記載。
- ② 「3. 活動地域の概要」を踏まえ、応募対象の個人又は団体について、いつ、誰が、どのような経緯で、今回応募した活動を始めるに至ったかを記載（活動開始時期について年は必須。可能であれば月日まで記載）。
- ③ 活動に当たり現在に至るまでに生じた問題や課題、課題解決に向けた取組の内容、当初の活動をより発展させる取組について、いつ、誰が、何を、どのように行ったか記載。

5. 「活動の内容」について

- ① 被害防止部門にあつては地域の実施隊との関係や実施隊における役割、捕獲鳥獣利活用部門にあつては実施隊との関係を、具体的かつわかりやすく記載。
- ② 要領別紙1の4（1）から（5）の（例）に記載した項目について、個人、団体の取組活動がいかに優良であるかを客観的に示せる年度ごとの定量的なデータとして被害対策に当たる実施隊の構成員数、鳥獣の捕獲頭数、追い払い回数、柵の長さ、罠の個数、普及啓発等の取組の回数等を用いて記載。ただし、要領別紙1の4（1）から（5）の（例）の全ての項目を記載する必要はない。

- ③ 捕獲鳥獣利活用の取組にあっても、その取組がいかに優良であるかを客観的に示せる定量的なデータとしてジビエ等として利活用している頭数、捕獲頭数に対する利活用頭数の割合、利活用による収益等を用いて記載。
- ④ ジビエ等としてより有効に利活用するため、捕獲、運搬、食肉処理加工、出荷、調理、提供までの一連の過程において、具体的に衛生管理の徹底や品質確保に努めている取組をはじめ、周辺の他の地域で見られない工夫、取組当初からの改善等を行っている場合、複数の技術の組み合わせや技術の高度化等に取り組んでいる場合には具体的に記載。

6. 「活動の成果」について

「3. 活動地域の概要」「4. 活動の動機、活動開始時期、発展過程」「5. 活動の内容」の記載を踏まえ、要領別紙1の5の（例）に記載した項目について記載（可能であれば、耕作放棄地の解消、捕獲頭数の推移及び捕獲鳥獣利活用の推移について定量的なデータを含め記載）。

なお、定量的なデータについて、取組開始時（又は開始前）及び直近4年度分以上の数値を記載すること。ただし、要領別紙1の5の（例）の全ての項目を記載する必要はない。

7. 「今後の活動方向」について

現状の活動が抱える課題や、取組の発展を図るために検討中の新たな方策・構想について、「5. 活動の内容」や「6. 活動の成果」等を踏まえ記載。

8. その他

審査項目及び審査基準は別紙3-1及び別紙3-2のとおりとする。応募者が個人の場合は地域の取組に対する指導・助言の内容や地域全体の活動における役割、貢献内容が分かるよう記載。

応募用紙は、A4版8枚以内（写真（※特に捕獲鳥獣利活用部門において捕獲運搬、食肉処理加工、出荷、調理、提供等に係る写真を添付する場合は、遵守している衛生管理のルール等に留意すること）、図表を含む。）とし、これ以外に活動内容が具体的にわかるものを参考資料として添付。

※参考資料の例

・被害防止部門

被害対策に係る資料（被害防止計画や取組体制等）、新聞等の記事、地元の広報誌、イベント等のチラシやポスター

・捕獲鳥獣利活用部門

捕獲鳥獣の利活用に係る資料（衛生管理上の取組や衛生管理に関するガイドライン、基準）、新聞等の記事、地元の広報誌、イベント等のチラシやポスター

なお、表彰される個人・団体については、受賞を辞退できないものとする。